平成２１年（フ）第５３３号
静岡市清水区庄福町10番２号　ゴールデンベル102
債務者　望月朋子こと　李　　朋子
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４５０号
静岡県焼津市三和1107番地の12
債務者　桜井　栄子
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２０９号
広島県福山市駅家町大字新山3714番地21
債務者　江種　瑠美
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２０年（フ）第２７０号
青森県五所川原市字一ツ谷544番地３
債務者　原　　孝郎
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月18日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第１３４号
青森県北津軽郡板柳町大字狐森字蓮沼131番地
債務者　村山　勇馬
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月12日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第１６１号
青森県五所川原市字末広町１番地34
債務者　小野　公輝
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月18日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第１６４号
青森県五所川原市金木町喜良市千苅213番地
債務者　伊丸岡豊文
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月12日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第１６６号
青森県つがる市木造大畑春沼９番地16
債務者　高橋　　渉
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月18日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第１６７号
青森県つがる市木造大畑春沼９番地16
債務者　高橋美香子
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月18日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第１６９号
青森県五所川原市大字漆川字浅井118番地２、住民票上の住所青森県五所川原市大字漆川字浅井92番地２
債務者　長尾　高行
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月18日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第１７０号
青森県五所川原市大字高野字北原172番地２
債務者　佐々木久美子
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月18日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第１７３号
青森県五所川原市金木町喜良市桔梗野59番地１
債務者　岡田　真弓
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月18日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第１９７号
広島県福山市曙町３丁目21番21号ＳＡＴＯビル曙Ｂ―202、前住所広島県福山市西深津町３丁目８番24―201号アーバンヒルズ暁の星
債務者　桑田ヒロミ
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月２日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第３４６号
静岡県磐田市中泉322番地
債務者　熊谷　俊孝
1　決定年月日時　平成21年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第５０７号
愛知県高浜市碧海町４丁目６番地41　ハイツ王江303号
債務者　坂部　一美
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月19日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係